

緊急時の登校について

三崎高等学校

- 1 原則として、学校が臨時に休校しようとするときは、連絡網によって緊急連絡をする。

- 2 警報発令時・自然災害（台風）時の対応について
 - ・「**暴風警報**」発令中は、登校せずに自宅で待機する。
 - ・正午（12時）までに、暴風警報が解除された場合は、危険や無理を避けて安全確保の上登校する。登校が難しい場合は、引き続き自宅待機をする。
 - ・正午（12時）までに、暴風警報が解除されない場合は、登校する必要はない。
 - ・「**特別警戒警報**」、「**津波警報**」発令中についても「**暴風警報**」発令時と同様の対応とする。
 - ・バス等の公共交通機関を利用している生徒は、正午以降も公共交通機関が不通の場合は、公欠扱いとする。
 - ・登下校時は、河川の増水、土砂崩れなどに十分な注意をし、余裕を持って行動すること。
(何かあった場合は学校へ連絡をする。)
 - ※上記により各自がそれぞれ判断をし、原則として**学校への問い合わせはしない。**
 - ※休業日の部活動・模試等についても同様の対応をとる。
 - ※登校が不可能または非常に危険を伴う状況にあるときは、学校に連絡し指示に従う。

例：バスが運行されていない場合

深い雪や崖崩れ等で道路を通ることができない場合 など

- 3 交通ストライキの場合

各自で交通手段を講じて平常通り登校する。